

<報道発表資料>

令和5年5月26日

令和5年度「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」を行う団体の募集について

県では、昨年12月にスポーツ庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されたことを受け、生徒が地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むため、実証事業を行います。

そこで、市町村・市町村教育委員会と連携し実証事業を実施する総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や地域の体育・スポーツ協会、競技団体などを募集します。

実証事業終了後には、各地域で開催する地域ミーティングにおいて、実証事業の成果と課題を共有します。

1 委託内容

- (1) 休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実証事業の実施
- (2) 県内各地で開催する地域ミーティング（情報交換会）に参加し、実証事業の成果・課題等を報告

2 事業の実施期間（委託対象期間）

契約締結日から令和6年2月末日まで（単年度事業）

3 応募資格

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、市町村スポーツ・体育協会、大学、民間事業者など事業を円滑に実施できる団体

4 募集枠

4モデル程度

5 事業規模

総額380万円

6 応募、事業実施、実績報告等の年間スケジュール

事前相談	・応募書類提出前に必ず事前相談をお願いします。日程調整を行いますので、スポーツ振興課まで連絡してください。
応募書類の提出期限	令和5年6月30日（金曜日）午後5時（必着）
審査・委託事業の決定	7月初旬頃 ・審査基準に基づき書類審査を行います。 ・選定結果を通知します。 ・条件付きの決定となる場合もあります。
契約締結	7月初旬以降、随時締結 ※採択の連絡とあわせて、県から契約書案を送付します。
委託金（概算払を希望する場合）の支払い	7月中旬

新たな地域クラブ活動 実証事業実施	7月～
地域ミーティング参加	12月～2月
成果の報告期限	2月末日
実績報告、精算、委託 金（精算払）の支払い	・事業完了後10日以内、又は令和6年2月29日（木曜日）のいずれか早い日までに事業計画に基づく完了報告書等を提出してください。

7 応募手続き

- (1) 提出期限 令和5年6月30日（金曜日）午後5時必着
- (2) 提出先 埼玉県県民生活部スポーツ振興課
生涯スポーツ担当（TEL：048-830-6953）
- (3) 提出方法 電子メール（E-mail：a6940-04@pref.saitama.lg.jp）
- (4) 提出書類 様式は、埼玉県HP
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/aratanachiiki-club.html>